

医療機関版

## NEWS LETTER

2015 年 10 月号

中村太郎税理士事務所

東京都新宿区西新宿3-7-33ミツワバイナリー502  
TEL : 03-6302-0475 / FAX : 03-6302-0474

Topic

## ウェアラブル端末、医療分野での期待

身体に装着して利用するウェアラブルデバイス。Apple Watch を筆頭に、次の端末市場として期待されています。総務省の「情報通信白書平成 27 年版」\* では、この医療・健康分野への活用について考察されています。



## 2017 年には 1,310 万台に

ウェアラブルデバイスの国内市場は、2013 年度で 53 万台でしたが、2017 年度には 1,310 万台まで拡大すると見込まれています。

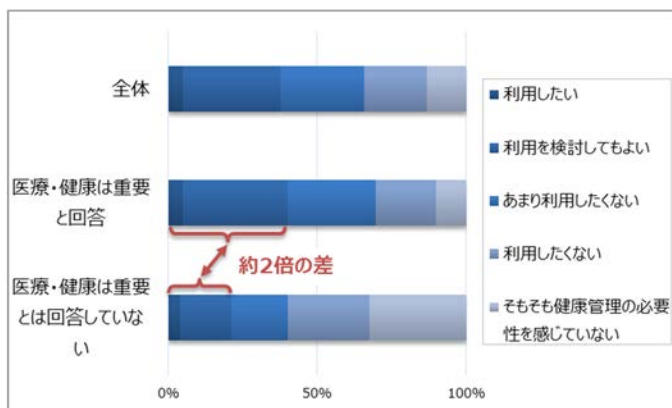
特に、バイタルデータや活動量等のモニタリングによる健康管理等、健康分野での活用を想定したものが多く登場しています。また、医療業務の上でも診療支援や手術支援での活用に期待が寄せられています。

## 「医療・健康」への関心との相関性

この白書では、2,000 人のモニターを対象としたアンケートを実施しています。これによると、ウェアラブルデバイスについて「よく知っている」「ある程度知っている」と回答した人は約 4 割で、年代における大きな差異は見られず、スマートフォン利用者での認知度が非利用者での認知度を若干上回る傾向が見受けられました。

一方で、「医療・健康」を重要な生活課題と捉えている人の 4 割弱が、ウェアラブルデバイスの内容まで認知しており、医療や健康への関心度が高い人はウェアラブルデバイスの認知機会が多いことがうかがえます。

また、ウェアラブルデバイスを活用した健康管理サービスについて「利用したい」もしくは「利用を検討してもよい」との回答が全体の 3 分の 1 強となっています。特に「医療・健康」を重要な生活課題と捉えている人の「利用したい」「利用を検討してもよい」との回答は、そうでない人の約 2 倍となりました。



「あまり利用したくない」「利用したくない」と回答した人の理由は、「常にウェアラブル端末を身に着けるのが面倒だから」が 47.0%で最も多く、次いで「価格が高いと思うから」が 43.4%、「機器を使ってまで健康管理をする必要性を感じないから」が 36.8%となっています。

\*詳細は次の URL のページからご確認ください。  
<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/h27.html>

## 医療業の民営事業所数は増加傾向に

今年 6 月末に、総務省統計局より平成 26 年経済センサス基礎調査の速報<sup>\*</sup>が発表されました。ここでは過去の経済センサスの調査結果も合わせて、医療業の業種別に全国の民営事業所数の推移をみていきます。

### 医療業全体では 2 回連続の増加に

平成 26 年の医療業の民営事業所数は、24 年から 6.6%増加し、全体で 25 万事業所を突破しました。業種別にみると、病院は 24 年にいったん減少に転じたものの、26 年には 8,466 事業所になりました。一般診療所は 24 年、26 年と増加を続け、84,491 事業所になりました。

歯科診療所は病院と同様に、24 年にいったん減少したものの 26 年は増加に転じ、66,545 事業所になりました。療術業は 24 年、26 年と増加を続け、82,060 事業所となりました。

### 増減率では看護業が 62%の増加に

次に 24 年から 26 年の増減率をみると、看護業（看護師業、派出看護師業、訪問看護ステーションなど）が 62.1%の増加となりました。その他の業種もほとんど増加していますが、その割合は 5~10%程度で、看護業の突出ぶりが目立ちます。

一方、26 年に減少したのは助産所と歯科技工所の 2 業種のみとなりました。助産所は少子化の影響があるものと思われます。歯科技工所は、21 年から 24 年にも減少しており、2 回連続の減少です。少子化やむし歯患者の減少などの影響が考えられます。

医療業の業種別民営事業所数の推移

	21年	24年	26年	24年から26年の増減率 (%)
医療, 福祉	344,071	358,997	415,866	15.8
医療業	237,959	238,492	254,280	6.6
管理, 補助的経済活動を行う事業所	260	259	351	35.5
病院	8,006	7,797	8,466	8.6
一般診療所	77,651	78,390	84,491	7.8
歯科診療所	64,520	63,692	66,545	4.5
助産・看護業	2,859	2,995	4,546	51.8
助産所	424	467	447	-4.3
看護業	2,435	2,528	4,099	62.1
療術業	76,428	77,669	82,060	5.7
医療に附帯するサービス業	8,235	7,690	7,821	1.7
歯科技工所	6,381	6,000	5,996	-0.1
その他の医療に附帯するサービス業	1,854	1,690	1,825	8.0

平成26年経済センサス基礎調査速報、平成24年経済センサス活動調査、平成21年経済センサス基礎調査より作成

医療, 福祉全体も民営事業所数は増加を続けています。ただし、医療, 福祉全体に占める医療業の割合は 21 年には約 70%でしたが、24 年は 66%、26 年には 60%程度と低くなっています。福祉・介護関連事業所の増加が目立ってきたためですが、次回の調査結果ではどのようになっているのでしょうか。

<sup>\*</sup>総務省統計局「平成 26 年経済センサス - 基礎調査 調査の結果」

一部地域と業種を除くすべての産業分野の事業所を対象に、平成 26 年に行われた調査です。詳細は、次の URL のページからご確認ください。<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2014/kekka.htm>

## 医療機関でよくみられる 人事労務Q & A

### 『退職者の引き抜き行為を止めさせたい』



先日、事業の中核を担っていた職員が退職しました。その後、その退職者が当時の部下や仲の良かった職員に声をかけて、転職先への引き抜きを企てているという噂を耳にしました。こうした引き抜き行為に対しての対策を講じたいと考えていますが、どうすればよいのでしょうか？



退職者が元の勤務先の職員に対して行う引き抜き行為について、その方法等に悪質性がある場合には損害賠償請求も可能と考えられますが、単なる転職の勧誘に留まる場合には、違法性があると考え難いものです。退職者に連絡をしてそうした行為を控えるようにと伝えると同時に、職員が容易に引き抜かれないように処遇や組織風土の改善に取り組むことが現実的です。

#### 詳細解説：

退職をした職員がこれまで働いていた勤務先の職員に対して、転職の勧誘を行うことはよくある話です。ところが、その



方法や結果によっては、

事業運営に少なからず影響を与えることもあり、経営者としては看過できる問題ではありません。もっとも退職者については、既に労働契約が解消されていることから、基本的に退職者の行動を制限することは難しいというのが実情です。しかし、大量の職員の引き抜き等、その内容が悪質なもの場合には、民法第709条の不法行為を理由とした、損害賠償請求が認められるケースもあります。実際に、過去の裁判例を紐解くと、進学塾の講師であった者が職務上入手した生徒の情報等と共に他の講師の大半を引き抜き、新たに進学塾を設立させた事例（東京学習協力会事件・東京地裁・平成2年4月17日判決）では、転職の勧誘の程度が社会的相当性を逸脱していることを理由に損害賠償請求が認められています。

とはいえ、実際に裁判を起こすというのは、地域密着で事業を展開している医療機関にとって、地域や看護師等の有資格者の間で悪評が立つ可能性も否定できないことから、なかなか難しいものです。加えて、「悪質である」「社会通念上の相当性を欠いている」という表現を用いたとしても、必ずしも医療機関側の正当性が肯定されるわけでもありません。

従って、容易に引き抜かれることがないように、現在勤務している職員に対しての賃金水準や労働条件といった処遇を改善したり、コミュニケーションのあり方を見直す等組織風土の改善を図り定着を促進させるという方法を取り入れることが現実的です。そして、引き抜き行為を行っている退職者については、直接連絡をとり、迷惑している旨を伝え、そうした行為を止めるよう対応を行うべきです。それでも引き抜き行為を止めず、事業運営に大きな影響が出るような場合には、弁護士に相談をしながら今後の対応を考えていくべきでしょう。

# 事例で学ぶ 4 コマ劇場

## 今月の接遇ワンポイント情報

### 『“聴く”ということ』



## ワンポイントアドバイス

### “聴く”ということ



“聴く”とは、耳と十四の心を使って、相手の立場に立って話を聴くといった深い意味があります。この“聴く”ポイントは、3つあります。

- 目を見る（アイコンタクトを取る）
- 相手のリズムに合わせて、あいづちやうなずきをうつ
- 相手の言ったことを、要点を絞って繰り返す

たった3つと思われるでしょうが、忙しいときや無意識の自分はほとんどできていません。

また、あいづちやうなずきの方法は人によって異なりますが、アイさんのケースをどのように感じましたか。

#### 【ケース1. の場合】

同じ言葉を何度も繰り返しています。

#### 【ケース2. の場合】

相手の目を見ず、無表情であいづちをうっています。

これらのケース以外にも、

- ◆ 相手が言い終わらないのに、「はいはい」と遮るようにあいづちをうつ
- ◆ 初対面の方や年上の方（年配の方）に、「うん」とうなずく

など、お友達やご家族との会話では違和感なく過ぎていくことが、職場では相手に不快な印象を与えます。

アイさんたちのように職場でのロールプレイングを通じて、印象を客観的に知り、改善すべきことを実践していくことで、心地よい形を体得できるでしょう。

短い時間でも“聴く”という力があれば、相手は安心し、信頼し、満足を得ることができます。皆様のほんの2、3秒に心を込めて、相手の話を受け止めましょう。